

ID: 423

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市道路占用料徴収条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第192号		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第9条 市長は、占用料に係る督促又は延滞金の徴収については、名寄市債権管理条例（令和2年名寄市条例第12号）の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日